

平成22年(ネ)第10031号「流し台のシンク事件」知財高裁判決に関する包括的評釈：特許法70条に基づくクレームの機能的解釈と明細書参酌の限界

Gemini 3.1 pro

1. 序論：特許請求の範囲の解釈論における本判決の歴史的意義

特許権侵害訴訟における最大の争点は、特許請求の範囲(クレーム)の文言がいかなる技術的範囲を画定するかという「クレーム解釈」に帰着する。特許法第70条第1項は「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない」と規定し、文言の客観的解釈を原則としている。同時に、同条第2項は「前項の場合において、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする」と定め、いわゆる「明細書参酌の原則」を規定している。

日本の特許実務および侵害訴訟の実態において、この特許法第70条第2項に基づく明細書の参酌は、専ら「特許権者の権利行使を制限・縮減するため」に機能することが通例であった。すなわち、クレーム文言が広範に記載されていたとしても、明細書中の「発明が解決しようとする課題」や「実施例」に照らし合わせ、その文言が本来意図した範囲を超えて不当に広く解釈されることを防ぐための防波堤として、被疑侵害者側に有利に働くことが圧倒的に多かったのである。

しかし、知財高判平成23年1月31日(平成22年(ネ)第10031号、以下「本判決」または「知財高裁判決」という)は、この実務上の定石を根底から覆し、明細書の課題、作用効果、および特段の変形実施例の記載を根拠として、クレーム文言の技術的意義を「機能的」に解釈し、その適用範囲を文言の幾何学的・外形的な字義を超えて広く認めるという画期的な判断を下した¹。

本件の対象となった特許第3169870号「流し台のシンク」に基づく侵害訴訟において、唯一にして最大の争点は、特許請求の範囲に規定された「傾斜面となっている」という物理的形状を特定する文言の解釈であった³。原審である東京地方裁判所(平成21年(ワ)第5610号、平成22年2月24日判決)が、当該文言を幾何学的・物理的形状として厳格に解釈し、構成要件の充足性を否定したのに対し、知財高裁は、当該構成要件が果たす「機能」に着目して文言侵害を肯定する逆転判決を言い渡した⁴。

さらに特筆すべきは、本事件においては、原審被告(被控訴人)の請求によって特許庁における判定(判定2009-600000号)も並行して行われており、特許庁は当該製品が技術的範囲に属しない(非充足)との結論を下していた事実である⁷。すなわち、特許庁の審判官合議体(判定)および東京地裁という2つの独立した専門的判断主体が「非充足」とした事案について、知財高裁がクレームの機能的解釈を用いて「充足」へと判断を覆した点において、極めて特異かつ教訓に富む事案となっている²。

本稿では、事案の詳細な技術的背景、特許発明の意義、出願経過における補正の真意、そして各

審級(特許庁、原審、控訴審)における判断論理の変遷と対立を緻密に分析し、本判決が現代の特許実務、とりわけクレーム・ドラフティングおよび明細書作成戦略に与える深遠な影響について、知財専門家の視点から網羅的かつ批判的な評釈を加える。

2. 本件特許発明の技術的背景と特許請求の範囲の構造

2.1 従来技術の課題と本件発明の技術的意義

本件の原告(控訴人)であるトーヨーキッチンアンドリビング株式会社は、システムキッチンの製造・販売等を展開する企業であり、発明の名称を「流し台のシンク」とする特許第3169870号(出願日:平成9年11月6日、登録日:平成13年3月16日)の特許権者である³。

本件特許の明細書に記載された背景技術によれば、従来の流し台のシンクにおいては、前後の壁面の上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されている立体的な構造が存在した。この段部を利用して、まな板や水切りプレートなどの調理用プレートを配置し、シンク内での立体的な作業を可能にする設計である。しかし、これらの従来構造においては、上側段部と中側段部の前後の間隔(奥行き寸法)が異なっていた。そのため、上側段部に載置するためのプレートと、中側段部に載置するためのプレートで、それぞれ異なる専用サイズのを別々に用意しなければならないという運用上の非効率性・技術的課題が存在した¹。

本件発明(本件発明1)は、この課題を根本的に解決するため、上側段部と中側段部のそれぞれに専用の調理プレートを用意する必要をなくし、同一のプレートを上側段部と中側段部とに選択的に掛け渡して載置できる流し台のシンクを提供することを目的(技術的意義)としている²。

2.2 本件発明の構成要件の分説

この目的を達成するため、本件発明1(請求項1)は以下の構成要件から成り立っている。特許権侵害訴訟における解釈の前提として、判決文に準拠した構成要件の分説を以下の表に示す³。

構成要件記号	構成要件の具体的内容
A1	前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されて、
B1	前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなり、かつ、
C1	前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている

D1

ことを特徴とする流し台のシンク。

当事者間において、被告(被控訴人)株式会社松岡製作所が製造・販売するシステムキッチンのシンク(商品名「3StepSink」、以下「イ号製品」または「被告製品」という)が、構成要件A1、B1、およびD1を充足することについては争いがない²。すなわち、被告製品もまた、上段と中段に段部を有し(A1)、上下で同一のプレートを使い回せるように前後の間隔がほぼ同一に形成されている(B1)点においては、本件発明と同一の技術的思想を具現化していた。唯一の争点は、被告製品の後方側の壁面構造が、構成要件C1に規定された「奥方に向かって延びる傾斜面となっている」という文言を充足するか否かであった¹。

3. 被告製品(イ号製品)の構成と争点の所在

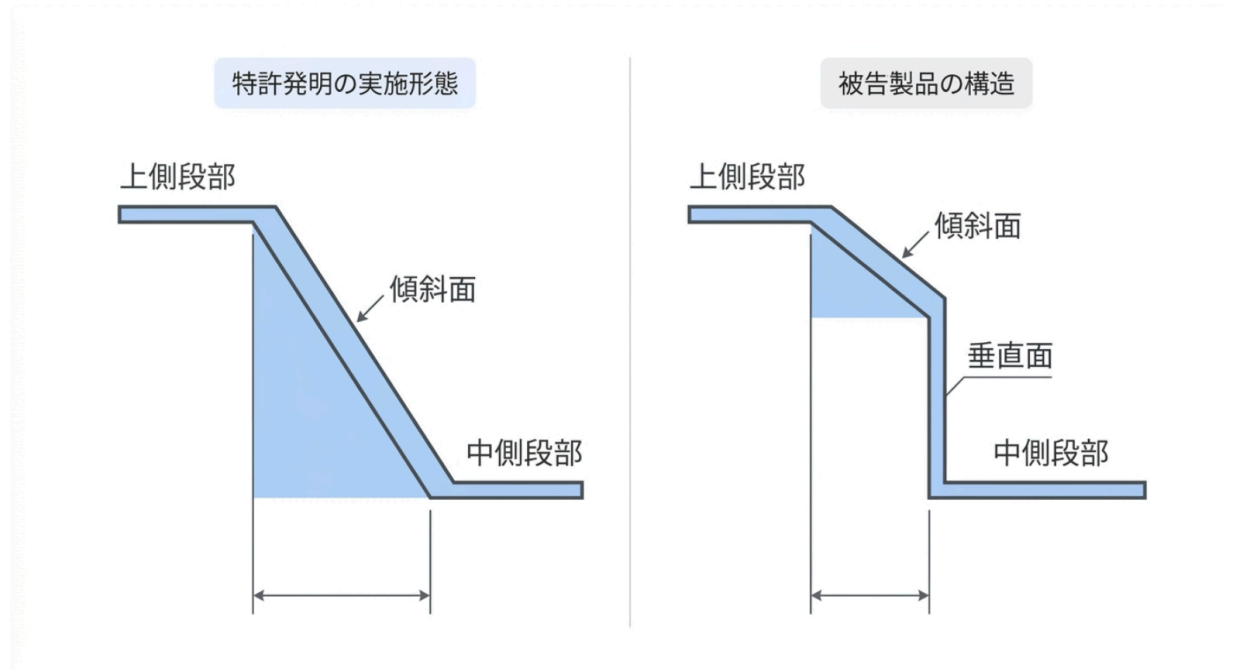
3.1 被告製品の構造的特徴

被告製品である「3StepSink」は、壁面を構成するステンレス等の金属板を折り曲げて加工し、壁面と一体的にリブ(段部)を形成した構造を有していた³。問題となった後方側壁面の構造は、本件特許の実施例とは異なる複合的な形状を採用していた。具体的には以下の通りである。

1. 後方側壁面の上部に、上側段部が形成されている。
2. その上側段部の直下に「棚受け(突起)」を形成するための部分が存在し、その棚受けの下面部分のみが傾斜面となっている²。
3. しかし、その傾斜面の下方から中側段部へと至る大部分の壁面領域は、垂直面(鉛直面)として形成されている²。

すなわち、本件特許の明細書に記載された主要な実施形態(図面)では、上側段部から中側段部に至る壁面の「全体」が滑らかな単一の傾斜面として連続しているのに対し、被告製品は、上側段部直下の極めて短い部分のみが局所的に傾斜し、その後は垂直に落ちてから中側段部に至るという「部分的な傾斜面+垂直面」の複合構造を採用していたのである¹。

被告製品の部分的な傾斜面は構成要件C1の機能的要件を満たす



本件特許の明細書に記載された実施形態（左：上側段部と中側段部との間の壁面全体が傾斜している）と、被告製品の構造（右：上側段部下面のみが傾斜し、その下方に垂直面を有する構造）の模式的な比較。知財高裁は、右側の構造であっても「上側段部と中側段部の前後の間隔をほぼ同一にする」という段部間隔の調整機能を果たしているとして、構成要件C1の充足を肯定した。

3.2 被告（被控訴人）による非充足の抗弁論理

被告は、構成要件C1の文言解釈について以下の2点を中核とする主張を展開し、被告製品はこれらを充足しないと強力に抗弁した²。

第一に、「すべて」が傾斜面であることの要否に関する外形的主張である。構成要件C1は「前記上側段部と前記中側段部との間が.....傾斜面となっている」と規定している。被告は、この日本語の客観的文言からすれば、当該間にある後方側壁面の「すべて(全面)」が例外なく、下方に行くに従って徐々に奥方に延びる傾斜面となっている必要があり、被告製品のように壁面の主要部分として垂直面を含んでいる場合は、もはや「間が傾斜面となっている」という文義には該当しないと主張した²。

第二に、「壁面性」の否定である。仮に被告製品の棚受け下面に傾斜した形状が存在したとしても、それは単なる「棚受の突起の下方」をプレス加工で形成した結果として副次的に生じた形状にすぎず、シンクの内腔を構成する「後方側の壁面」そのものには該当しないという主張である²。

これらの主張は、特許請求の範囲の文言を物理的・幾何学的な実体として厳密に捉えようとする外形的な解釈アプローチに基づいており、とりわけ後述する出願審査段階での拒絶理由回避の経緯（包袋禁反言）を背景とした、被疑侵害者として極めて論理的かつ標準的な防御論陣であった。

4. 出願経過における補正と「包袋禁反言」の潜在的风险

本事件におけるクレーム解釈を極めて難解にし、かつ下級審および特許庁の判断を割らせた最大の要因は、本件特許の出願経過(包袋審査経緯)における特許法第29条第2項(進歩性欠如)に対する補正の存在である⁴。

出願当初の請求項1においては、構成要件C1に相当する「傾斜面」の要件は存在せず、上側段部と中側段部を有するより広範な概念でクレームされていた⁵。しかし、特許庁審査官から、公知技術に基づく進歩性欠如の拒絶理由通知を受けた。これに対する応答として、出願人は大幅な減縮補正を行った。具体的には、対象を「前記前後の壁面の少なくとも一方の壁面」から「前記後の壁面である後方側の壁面」へと限定し、さらに「上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」という構成要件C1の文言を新たに追加したのである²。

この補正により、引用文献に記載された「垂直な壁面構造」との構造的差異が明確化され、進歩性が認められて特許査定を受けるに至った⁵。

特許訴訟における強固な法理の一つに「包袋禁反言の法理(File Wrapper Estoppel)」がある。拒絶理由を回避するために出願人が自らクレームを減縮補正し、特定の構成(本件では垂直面)を意識的に除外して特許権を取得した場合、後の侵害訴訟において、その除外した構成やそれに均等な構成にまで権利範囲を再拡張することは、禁反言(信義則)に反するため許されないとする法理である。被告製品は「垂直面」を有している。したがって、外形的に見れば、原告は審査段階で「垂直面」を回避して「傾斜面」に限定したにもかかわらず、侵害訴訟においては「垂直面を有する製品」に対しても権利行使を試みているように見え、禁反言の壁に直面する構造にあったのである。

5. 各判断主体における解釈論の対立と変遷

本事件の知財法学的な価値は、特許庁(判定)、東京地裁(原審)、知財高裁(控訴審)という3つの公的判断主体が、それぞれ全く異なる解釈アプローチ(パラダイム)を採用し、最終的な結論が二転三転したことにある⁷。この変遷を追うことで、クレーム解釈における「明細書参酌」の実務的限界と可能性が浮き彫りになる。各判断主体の結論と解釈アプローチの対比を以下の表に示す。

判断主体	結論(構成要件C1の充足性)	解釈の焦点・主要アプローチ	決定的な判断根拠
特許庁(判定)	非充足(技術的範囲に属しない)	先行技術制約的・審査基準的アプローチ	出願経過における引用文献(垂直面)の存在に基づく厳格な限定解釈 ⁷
東京地裁(原審)	非充足(差止請求棄却)	物理的・空間的アプローチ	傾斜面が「内部空間」を形成するための一定の面積と角度を欠如している点 ³
知財高裁(控訴審)	充足(差止請求・廃棄請求認容)	課題解決に基づく目的論的・機能的アプローチ	明細書中の「特段の変形実施例の記載」の評価と、段部間隔

以下、各審級における判断の論理構造を詳細に分析する。

5.1 特許庁における判定(非充足): 先行技術制約的アプローチ

特許権侵害訴訟と並行して、原審被告(判定請求人)は特許庁に対し、被告製品(イ号物件)が本件発明の技術的範囲に属しないことの公的な判定を求めた(判定2009-600000)⁷。特許庁における判定制度は、法的拘束力こそ持たないものの、特許の有効性と技術的範囲について最も専門的な行政庁の公式見解として、実務上極めて重い意味を持つ。

特許庁の合議体は、構成要件C1の「傾斜面」について、明細書の記載を考慮すれば、上側段部と中側段部の間が「全体にわたって」傾斜面になった場合だけでなく、「主たる部分が」傾斜面になった場合も含まれ得ると解釈し、一定の柔軟性を示した⁷。しかし、特許庁は出願審査段階での先行技術(引用文献)との対比という、審査官特有のパラダイムを極めて重視した。

特許庁は、「前後の間隔を同一」にするという目的を達成するためには、上側凸条(上側段部)の下面部分の傾斜に加えて、そこから伸びる面部分が、中側凸条(中側段部)をシンクの内方に突出させないように配置されることが必要であると論じた⁷。その要件を満たすためには、当該面部分が「鉛直面であるか、下方側がシンクの外側に奥まること」が不可避であると分析した。その上で、特許庁は「審査段階の引用文献が鉛直面(垂直面)の例を示している」という事実を決定視した。引用文献が鉛直面を開示している以上、本件発明の技術的範囲が鉛直面を含む構成にまで及ぶと解釈することは、公知技術の領域を取り込むことになり許されない。したがって、請求項1の技術的範囲は、あくまで「中側段部が上側段部よりもシンク外方(奥方)に位置する場合のみに及ぶ」と厳格に限定解釈するのが妥当であると結論づけ、イ号物件は技術的範囲に属しないと判定したのである⁷。

この特許庁のアプローチは、拒絶理由を克服するために行われた補正の経緯と引用文献の存在を至高の制約要件と見なし、公知技術の領域に権利範囲が及ぶことを極度に警戒する、典型的な「審査基準的」かつ「先行技術制約的」なアプローチであったといえる。

5.2 東京地裁判決(原審・非充足): 物理的・空間的アプローチ

東京地裁(平成21年(ワ)第5610号、平成22年2月24日判決)は、特許庁の判定とは若干異なる独自の論理構成を用いつつも、結論として非充足(差止請求棄却)とした⁵。ただし、当事者間に争いのなかった本件侵害品であるシステムキッチン1台の販売事実に対する損害賠償請求(1万8000円)のみは認容した⁶。

原審裁判所は、特許法70条2項に基づき本件明細書の記載、図面、および出願経過を総合的に参酌した結果、「前記後の壁面である後方側の壁面は.....傾斜面となっている」(構成要件C1)という構成について、後方側の壁面の全面にわたるような、本件明細書に記載された実施形態と全く同一の形状のものに限られるわけではない(完全な限定解釈はしない)と判示した³。ここまでは特許権者に一定の配慮を見せた解釈であった。

しかし、原審はそれに続けて、以下のような厳格な空間的・物理的要件を解釈上付加したのである。「その傾斜面は、少なくとも、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びることにより、シンク内に奥方に向けて一定の広がりをもつ『内部空間』を形成するような、ある程度の面積(奥行き方向の長さ左右方向の幅)と垂直方向に対する傾斜角度を有するものでなければならないと解するのが相当である。」³

すなわち原審は、クレーム上の「傾斜面」という文言が単なる線の集合体や局所的な段差ではなく、

シンクの「内部空間」を物理的に拡張するための独立した三次元的要素として、十分な物理的面積と角度を持つことを要求したのである。この独自の解釈基準を被告製品の構造に当てはめると、被告製品の傾斜部分は「棚受けの下面」という極めて局所的なものであり、シンクの内部空間を意図的に拡張するほどの面積を持たない。したがって、構成要件C1のいう「傾斜面」には該当せず、文言侵害は成立しないと判断された³。この原審の手法は、クレーム文言を物理的・空間的な実体として捉える、純粋に外形的な解釈アプローチの典型である。

5.3 知財高裁判決(控訴審・充足): 課題解決原理に基づく目的論的・機能的アプローチ

特許庁判定および原審という二つの厚い壁に対し、知財高裁(第2部・平成23年1月31日判決)は真っ向から異なる解釈を展開し、原判決を変更して特許権に基づく被告製品の製造・販売の差止請求および廃棄請求を全面認容する逆転判決を下した²。

知財高裁の論理的卓越性は、構成要件C1を単なる幾何学的な形状(被告の主張)や、物理的な面積・空間の問題(原審の主張)として捉えることを拒絶し、当該構成要件が本件発明の技術的文脈においていかなる「機能」と「役割」を果たしているかという、課題解決原理に基づく合目的的な解釈(Teleological Interpretation)を徹底した点にある²。

5.3.1 「傾斜面」の機能的把握

知財高裁は、まず本件明細書の記載を詳細に参酌し、本件発明が解決しようとする課題と、その課題を解決するための手段(技術的思想の核心)を探究した¹。前述の通り、本件発明の目的は「同一のプレートを選択的に掛け渡して載置できるようにすること」である。この目的を達成するための論理構造は以下の二段階から成る。

1. 上位の構成(目標状態): 「上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とをほぼ同一にする」という状態(構成要件B1)を実現する。
2. 下位の構成(具体的実現手段): 上記のB1の状態を実現するための「具体的な物理的手段」として、「後方側の壁面を、上側段部と中側段部との間において、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面とする」という構成(構成要件C1)を採用する。

このように技術構造を階層的に整理することで、裁判所は構成要件C1の「傾斜面」の法的意義を、単なる「壁の物理的形状」から、「上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とをほぼ同一になるよう調整するための手段(機能)」へと昇華・再定義したのである²。

この機能的アプローチの視座に立つと、構成要件C1を満たすか否かの判断基準は、「その形状が幾何学的に全面傾斜しているか(被告主張)」や「内部空間を形成する十分な面積があるか(原審基準)」ではなく、「対象製品の当該形状が、段部の間隔調整という技術的機能(手段)を実質的に果たしているか否か」という一点に集約されることになる²。これは、形式論を排し、特許発明の実質的価値の保護を図る極めて動的かつ本質的な解釈手法である。

5.3.2 被告製品へのあてはめと「設計的事項」の認定

この機能的判断基準を、被告製品の「部分的な傾斜面+垂直面」という複合構造に当てはめた知財高裁の論理は極めて明快かつ説得力に富んでいた。

裁判所は、被告製品の上側段部下面に存在する傾斜面について、被告が主張するような「単に棚受けをプレス成形した結果として下面が偶発的に傾斜しただけのものである」とする主張を一蹴した²。裁判所は技術的実態を精査し、当該傾斜面が、上側段部を形成したことで一旦シンクの内側(手前

側)に突出してしまった壁面の位置を外側(奥方)へと戻しつつ、その下方に形成される中側段部の前後の間隔を、上側段部の間隔とほぼ同一になるよう補正・調整するための「手段として明確に機能」していると認定したのである²。

被告製品の傾斜面が物理的に比較的短く、その下方に長い垂直面が存在するという差異についても、裁判所は動じなかった。前後の壁面に対称的に傾斜面を設けることで段部間隔を調整する機能を分担しているにすぎず、シンク全体として見れば、当該傾斜部が間隔調整機能を果たしていることに変わりはないと断じた²。すなわち、壁面の一部について下方に向かうにつれて奥方に傾斜する斜面を設けることで「間隔の同一化」という目的を達しているのであれば、その下方に垂直面を設けるか否か、あるいは傾斜面をどの程度の長さに設計するかは、当業者が適宜選択し得る「設計的事項」にすぎないとしたのである²。

この判断論理は、特許権侵害における「均等論(Doctrine of Equivalents)」の第1要件(非本質的部分の置換)や第2要件(置換可能性)の考え方を、文言解釈(literal infringement)の範囲の確定)の枠組みの中に巧妙に引き込んで適用したかのようなダイナミズムを持っている。特許請求の範囲の文言を実質的な機能的観点から解釈することで、字義通りの厳格解釈であれば非充足となるような物理的差異を、単なる設計変更として文言侵害の射程内に取り込むことに成功したのである。

6. クレーム解釈を救済した「明細書の特段の記載」の絶大な効力

知財高裁が上記のような大胆な機能的解釈を踏み切る上で、最も強力な法的根拠となり、特許庁や原審の判断を覆す決定打となったのが、本件明細書中に周到に記載されていた「特段の変形実施例の記載(Disclaimer / Modification clause)」の存在である¹。ここが、本事件から知財専門家が汲み取るべき最大のハイライトであり、実務的教訓の核心である。

6.1 一般的定型句と具体的変形例の決定的差異

通常、明細書の図面や実施例において「全面傾斜」の形態しか開示されていなければ、クレームの「傾斜面となっている」という文言は、実施例の形状に引きずられて厳格に限定解釈されるリスクが極めて高い。前述の通り、特許法70条2項の「明細書の参酌」は、往々にして特許権者に不利(限定的)に働くのが実務の常識である。

一般に、特許出願人はこの限定解釈リスクを回避するため、明細書の末尾等に「本発明は上述の実施形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲を逸脱しない範囲で当業者が種々の設計変更をなし得ることは言うまでもない」といった、いわゆる一般的定型句(Boilerplate language)を記載する。しかし、実際の侵害訴訟において、このような抽象的・形式的な表現がクレームの限定解釈を阻止する実質的な防波堤として機能することはほとんどない。令和2年2月5日の東京地裁判決「ホワイトカード事件」などはその典型例であり、明細書に単なる一般的な「限定されない」旨の記載しかなかったため、クレームが実施例に引きずられて限定的に解釈され、特許権者が敗訴の憂き目を見ている¹。

しかし、本件特許の明細書(段落等)には、単なる定型句にとどまらない、以下のような極めて「具体的かつ戦略的な変更例の記載」が存在したのである¹。

「本発明は、上述した実施の形態に限定されるわけではなく、その他種々の変更が可能である。……また、シンク8gの後方側の壁面8iは、上側段部8fと中側段部8nとの間が、第2の段部8bを經由して、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる上部傾斜面8pとなっていなくとも、上側段部8fと中側段部8nとに同一のプレートが掛け渡すことができるよう、奥方に延びるように形成されているも

のであればよく、その形状は任意である。」¹

6.2 クレーム文言を相対化する「自己定義」の法的評価

この一文が持つ訴訟上の破壊力は計り知れない。特許権者(出願人)は、明細書という自己の技術思想の定義書において、自ら「上部傾斜面となっていなくともよい」「目的(同一プレートの掛け渡し)を達成できるよう奥方に延びていれば、その形状は任意である」と明記していたのである¹。これは、クレーム文言である「傾斜面」の意義を、自ら機能的な要件(目的を達成できるよう奥方に延びている任意の形状)へと相対化し、拡張定義する宣言に他ならない。

知財高裁は、この明細書の明文規定を最大限に尊重し、解釈の拠り所とした。明細書自らが「例外なく傾斜面で構成されている必要はなく、目的を達成する形状であれば任意である」と明確に宣言している以上、構成要件C1の「傾斜面となっている」という文言を、壁面のすべての面が幾何学的に傾斜していることを要求するものと解釈することは、むしろ出願人の真意に反する。したがって、「一部に垂直面を含んでいたとしても、目的を達する限り充足する」と解釈することこそが、特許法70条2項の趣旨に最も忠実な解釈であると論証したのである¹。

この具体的記載があったからこそ、知財高裁の機能的解釈は「裁判官による恣意的な文言の拡張」という批判を免れ、「明細書の記載に基づく客観的な文義解釈」としての確固たる正当性を獲得したのである。もしこの変形実施例の具体的な記載が欠落していたならば、原審の厳格な物理的解釈、あるいは特許庁の先行技術に基づく限定解釈を覆し、勝訴を勝ち取ることは極めて困難であったと推測される。

6.3 出願経過の参酌(包袋禁反言)のハードルをいかに越えたか

本件においても一つ乗り越えなければならなかった巨大な障壁が、第4章で詳述した「審査段階での減縮補正」に基づく包袋禁反言の適用リスクである⁵。特許庁判定が非充足となった主因も、この補正経緯(垂直面を有する先行技術からの回避)を重く見たからであった⁷。

しかし知財高裁は、補正の「真の目的」を的確に洞察することで、この禁反言の罠を見事に回避した。出願人が補正によって回避したかったのは、「一切の傾斜面を持たない、単なる完全な垂直な壁面」である。それに対し、本件発明の本質的な技術的思想は「傾斜面を設けることで段部の間隔を物理的に調整する」というメカニズムにある。したがって、被告製品が一部に垂直面を含んでいたとしても、本質的な技術的思想である「傾斜による間隔調整機能」を備え、それを活用している以上、補正によって意識的に放棄・除外された公知技術の領域(間隔調整機能を持たない完全な垂直壁面)に後戻りするものではないと判断したのである。この論理構成は、包袋禁反言の法理を形式的に適用するのではなく、実質的な技術的対比に基づいて適用を制限した卓見であると言える。

7. 本判決が特許実務に与える教訓と知財戦略への示唆

本判決は、単なる一事件の特許権者逆転勝訴という結果にとどまらず、明細書作成実務(クレーム・ドラフティング)および侵害訴訟における特許法70条の解釈論に対して、極めて重要かつ実践的な教訓を提供している。知財専門家は、本判決から以下の戦略的指針を汲み取るべきである⁹。

7.1 クレーム・ドラフティングにおける「迂回設計の先読み」と具体化

本判決が知財実務家(弁理士・特許技術者)に突きつける至上命題は明確である。特許権の真の強さは、特許請求の範囲の美しい文言構造だけでなく、それを後方から堅固に支援する明細書の周回ドラフティングに完全に依存している。

明細書を作成する際、出願発明の主たる実施形態を詳細に記述することは当然の義務であるが、それだけでは不十分である。実務家は、将来競合他社（侵害者）が必ず試みるであろう「迂回設計（Design-around）」を、出願時点において冷徹に先読みしなければならない。本件の場合であれば、「全面を傾斜させるのではなく、一部だけを傾斜させて残りを垂直にする」という迂回設計は、製造コストや加工の都合上、十分に予見可能なバリエーションであった。

そして、そのような迂回設計であっても、発明の「課題解決原理（間隔の同一化）」を享受している以上は本発明の技術的範囲に包含されるべきであるという主張を、明細書中に「具体的かつ特定の言葉」で明記しておく必要がある。一般的な「設計変更可能」という無意味な定型句を排し、「構成要素Xは形態Yでなくとも、機能Zを達成する限りにおいて、その形状・材質は任意である」といった、クレーム要件の物理的制約を機能的制約へと変換・解放する一文を戦略的に埋め込むのである。この一文を起案するわずかな手間と想像力が、後年の侵害訴訟において数千万円、数億円の事業価値を左右する決定的な証拠となることを、本判決は如実に証明している。

7.2 特許法70条運用の新機軸：課題等を用いたクレームの「広義解釈」

従来の実務において、明細書の「発明が解決しようとする課題」や「作用効果」の記載は、特許権者にとって諸刃の剣であった。侵害訴訟において、被疑侵害者側が「特許発明の真の課題はXであり、被告製品はXを解決していない（あるいは全く別のメカニズムで解決している）から、構成要件の文言を形式的に満たしていても技術的範囲に属さない」と主張し、クレームの実質的範囲を不当に狭めるための材料として多用されてきたからである。

しかし、本判決の最大の理論的特長にして知財訴訟実務への最大の貢献は、「課題等から認定される発明の意義を用いて、クレームの文言を『広く解釈する』材料とした」点にある¹。知財高裁は、「上側と中側で同一のプレートを使い回せるようにする」という技術的課題と作用効果を重視したからこそ、「傾斜面」という硬直的な物理的形狀を「段部間隔を調整するための機能」へと昇華させ、垂直面を含む製品をもその射程に捉えることができた¹。

これは、明細書の課題・効果の記載が、特許権者の権利範囲を拡張・柔軟化する方向で強力に機能した稀有な成功例である。知財訴訟において原告（特許権者）の代理人を務める弁護士・弁理士にとって、この「課題解決に基づく機能的・広義解釈」の論理構成は、被告の形式的な非充足主張を打ち破るための極めて強力な武器となる。

7.3 侵害訴訟と特許庁判定における判断パラダイムの乖離への対応

最後に、本事件における特許庁判定（非充足）と知財高裁判決（充足）の結論の乖離は、両機関の制度的使命と判断パラダイムの決定的な違いを実務家に再認識させるものである⁷。

特許庁（審査・審判パラダイム）は、特許権の付与と有効性を司る機関の性質上、新規性・進歩性の判断基準、すなわち「先行技術との境界線の画定」に強烈な焦点を当てる。拒絶理由回避のための補正があれば、引用文献からの距離を厳密に測定し、少しでも引用文献の構成に近づく解釈を排除しようとする傾向が極めて強い⁷。

一方、裁判所（侵害訴訟パラダイム）は、私法上の権利調整と衡平の理念に基づき、「特許発明の真の技術的価値（技術的思想の核心）を、被告が無断で模倣・利用し、不当な利益を得ていないか」という実質的な侵害論に焦点を当てる傾向がある。明細書に出願人の正当な意図（変形例等）が示されており、かつ公知技術との境界線を不当に侵犯していないと判断すれば、機能的解釈を用いて文言の射程を柔軟に調整し、権利者を救済しようとする²。

このパラダイムの乖離は、知財紛争における訴訟戦略上、極めて重要である。特許権者側は、特許

庁での判定や無効審判において先行技術に基づく不利な心証が示されたとしても、直ちに諦めるべきではない。侵害訴訟の舞台においては、「明細書の具体的変形例」と「課題解決の機能の共有」を前面に押し出すことで、裁判所の衡平的感覚に訴えかけ、判断を覆し得ることを本判決は力強く証明している。逆に被疑侵害者側は、審査経過における補正の事実(禁反言)のみに寄りかかる防御が、知財高裁においては時に極めて脆弱であることを深く認識し、明細書の隅々に至るまで「原告に有利な変形例の記載」が潜んでいないかを徹底的に精査し、その論理を先回りして潰す高度な防御戦略を構築する必要がある。

引用文献

1. 発明の名称を「流し台のシンク事件」とする特許権に基づく差止請求等について、充足性が肯定された事例≫ | 知財弁護士.COM - 内田・鮫島法律事務所, 5月 29, 2026にアクセス、<https://www.ip-bengoshi.com/archives/6661>
2. 1 平成23年1月31日 判決言渡 平成22年(ネ)第10031号 特許権侵害差止等請求控訴 - 裁判所, 5月 29, 2026にアクセス、<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81039.pdf>
3. 流し台のシンク事件 | 知財レポート - 明成国際特許事務所, 5月 29, 2026にアクセス、<https://www.meisei.gr.jp/report/%E6%B5%81%E3%81%97%E5%8F%B0%E3%81%A%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%82%AF%E4%BA%8B%E4%BB%B6/>
4. 流し台のシンク事件 - Knowledge Partners 弁理士法人【名古屋の特許事務所】, 5月 29, 2026にアクセス、<https://knowledgepartners.jp/archives/1387>
5. 発明の名称を「流し台のシンク事件」とする特許権に基づく差止請求等について、充足性が否定された事例, 5月 29, 2026にアクセス、<https://www.ip-bengoshi.com/archives/6655>
6. 平成22(ネ)10031特許権侵害差止等請求控訴事件 - IP Force, 5月 29, 2026にアクセス、<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/2288>
7. 流し台のシンク事件を通して 特許実務を考える, 5月 29, 2026にアクセス、<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4222>
8. 平成22年2月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官, 5月 29, 2026にアクセス、<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-38662.pdf>
9. 1月 1, 1970にアクセス、<https://www.jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4222>